平成２６年（フ）第１９３９号
名古屋市西区城西４丁目４番１号　ジローズ浄心313号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
破産者　井手　孝志
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５２号
愛知県春日井市上ノ町１丁目124番地
破産者　有限会社ハタノ自動車
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４５号
京都市西京区桂上野東町89番地
破産者　有限会社ナック建築工房
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６０号
神戸市北区惣山町５丁目10番６号
破産者　有限会社ファインコーポレーション
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
岡山市南区迫川８番地１
破産者　株式会社フナバ
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３号
広島市中区加古町８番13号
破産者　有限会社中迫印刷
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３９０号
岡山市北区柳町１丁目12番19号
破産者　有限会社フジモト運動具店
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
山口県下関市菊川町大字久野741番地の１
破産者　株式会社山本工業
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
山口県下関市長府港町６番12号
破産者　有限会社東本鉄工所
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
愛媛県松山市南吉田町330番地１
破産者　株式会社ジェイエスケイ
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８８３号
札幌市豊平区平岸３条10丁目５番１号ルミエール平岸３・10―101号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸２条３丁目５番23―702号
破産者　和田　英範
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３１号
愛知県海部郡大治町大字西條字大門先76番地マ・メゾン大治102号、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字西條字南井口28番地の６
破産者　岩田　京子（旧姓河村）
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３８２号
名古屋市北区成願寺２丁目１番33号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区彌富町字緑ケ岡４番地の１　藤和八事緑ケ岡ホームズ905号
破産者　鈴木実千代
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４号
三重県伊賀市小杉1639番地
破産者　松山　彰宏
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１６３号
広島県呉市西辰川２丁目９番33号
破産者　池田　信子
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字弥次郎30番地７
破産者　鈴木　貴洋
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第４６号
岩手県一関市萩荘字羽根橋89番地
破産者　三浦まゆみ
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県丹波市山南町上滝241番地
破産者　友井　芳郎
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
兵庫県西脇市寺内435番地
破産者　竹中　哲夫
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部